

岡山県手話講師派遣事業要綱

第1章 総則

第1条 名称

この事業の名称を社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会手話講師派遣事業という。

第2条 目的

この事業は、講座や講義に講師を派遣し、聴覚障害者や手話についての理解を広げると共に聴覚障害者の福祉向上と社会参加の促進を図ることを目的とする。

第3条 運営主体

この事業の運営主体は社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会（以下県聴障協という）とする。

第2章 講師

第4条 資格

- (1) 全日本ろうあ連盟主催の指導者養成講座を受講した者
- (2) 県聴障協が認めた者

第5条 任務

講師は下記の任務を負う。

- (1) 県聴障協からの指示連絡に基づき講師活動を実施する。
- (2) 活動終了後すみやかに報告書（様式 ）を提出する。

第6条 責務

この事業に従事する講師は下記の責務を担う。

- (1) 本事業の目的達成のために努力する。
- (2) 県聴障協の講師として常に自覚し活動を行う。
- (3) 知識及び技術の向上のため常に努力する。

第7条 研修

県聴障協は講師の知識及び技術向上のため、研修会を開催し参加を促す。

第 8 条 講師料及び交通費

県聴障協は、講師料と交通費については、細則に定められた金額を支給する。

第 9 条 資格の取消

県聴障協は下記のいずれかの場合には、講師資格を取り消すことができる。

- (1) 講師としてふさわしくない行いがあった場合
- (2) 責務を怠った場合
- (3) 県外への移転等があった場合
- (4) その他やむを得ない事情により本人の届けにより県聴障協が認めた場合

第 3 章 派遣の範囲

第 1 0 条 派遣対象

講師の派遣は下記の場合に行う。

- (1) 講師依頼が本要綱の目的に該当するものであること。
- (2) 派遣場所は原則として岡山県内に限る。ただし県聴障協が認める場合はその限りではない。

第 4 章 派遣の申込

第 1 1 条 申込期日

県聴障協は講師派遣の申込を原則として講師派遣日の 14 日前までに所定の申込用紙（様式 ）で受ける。

（付記）

この要綱は、2007年4月1日から実施する。